

栃木県地域留学生交流推進協議会運営委員会要項

平成元年9月27日制定

(趣 旨)

第1条 この要項は、栃木県地域留学生交流推進協議会規約（以下「協議会規約」という。）第8条第2項の規定に基づき、栃木県地域留学生交流推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協 議)

第2条 運営委員会は、協議会規約第3条に規定する協議事項について、具体的な実施方策を協議する。

(組 織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 栃木県地域留学生交流推進協議会（以下「協議会」という。）の構成員が所属する機関・団体のうち、協議会において指定された機関・団体から選出された者 若干名
- 二 運営委員会が必要と認めた者 若干名

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、協議会会長が所属する組織において選出する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事 務)

第6条 運営委員会の事務は、委員長が所属する組織において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成2年2月5日から施行する。

附 則

この附則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年6月25日から施行する。